



公益法人制度改革の概要

(現行公益法人制度)

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)

(社団法人・財団法人)

法人の設立

主務官庁の許可が必要



公益性の判断

主務官庁が自由に判断できる

(新制度)

◎主務官庁制・許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)

(一般社団法人・一般財団法人)

法人の設立

登記のみで設立

(公益社団法人・公益財団法人)

公益性の判断

一般社団法人・一般財団法人のうち希望する法人に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁が認定

・統一的な判断 ・明確な基準を法定

分離

●税との関係

法人格と税の優遇が連動

・法人税は収益事業のみ課税

※更に一定の要件を満たす特定公益増進法人については寄附金優遇

●税との関係

公益性を認定された法人・これに寄附する者について新法施行までに所要の税制上の措置

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は？

一般社団法人・一般財団法人

行政庁による監督なし
〔事業の公益性の有無にかかわらず登記のみで設立できるが、剰余金の分配はできない法人〕

認定

公益社団法人・公益財団法人

〔公益目的事業を行うことを主たる目的とし、公益認定の基準を満たす法人〕

行政庁による監督あり、一定の税優遇等あり



公益社団法人・公益財団法人とは？

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業^(※)を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができます。

(※) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業（18ページ参照）であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

☆認定の申請は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して行います。

一般社団法人・一般財団法人

申請

内閣総理大臣

- ・事務所が複数の都道府県にある
- ・複数の都道府県で公益目的事業を行う旨を定款で定めている
- ・国の事務・事業と密接な関連を有する公益目的事業であって、政令で定めるものを行っている

申請

都道府県知事

- ・左記以外の場合

☆次のような条件を満たせば、認定が受けられます。

主な認定基準

- 公益目的事業を行うことを主たる目的としているか
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか
- 公益目的事業比率が50/100以上の見込みか
- 遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- 同一親族等が理事又は監事の1/3以下か
- 認定取消し等の場合公益目的で取得した財産の残額^(※)相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与する旨を定款で定めているか 等

(※) 公益認定以後に取得した公益目的事業のために使用・処分すべき財産のうち未だ費消し、又は譲渡していないものの額等

欠格事由

- 暴力団員等が支配している法人
- 滞納処分終了後3年を経過しない法人
- 認定取消し後5年を経過しない法人 等

諮問

答申

☆認定を受けると、このような効果が与えられます。

- 「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用
- 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けられる（新法施行までに所要の措置）

☆認定を受けると、守らなければならないことがあります。

遵守事項

- 公益目的事業比率は50/100以上
- 遊休財産額は一定額を超えないこと
- 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
- 理事等の報酬等の支給基準を公表
- 財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等

監督措置

- 報告徴収
- 立入検査
- 勧告・命令
- 認定の取消し

諮問

答申

- 報告徴収、立入検査は委員会等が実施
- 必要な措置を講ずるよう内閣総理大臣又は都道府県知事に勧告

☆認定を受けたまま解散すると・・・

- 解散の日から1ヵ月以内に行政庁へ届出
- 残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

☆認定を取り消されると・・・

- 定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与



1ヵ月以内に贈与されないときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与

- 認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続

公益認定等委員会(国) / 合議制の機関(都道府県)